

# 加西市総合運動公園基本構想・基本計画策定業務委託 仕様書

## 1 業務目的

加西市では、現在、未整備となっている総合運動公園（陸上競技場、総合体育館、グラウンド・ゴルフ場等の複合施設。以下「施設等」という。）を将来的に整備していくにあたり、実現に向けての課題を整理するため、市が想定している市域内の設置候補地（3か所程度、各10ha程度）の比較検討により、施設等の建設に係る構想を立案し、その基本的な計画を策定する。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

## 3 業務内容

### （1）共通事項

- ① 実現に向けた実施スケジュール（工程表）と検討課題の整理

### （2）基本構想

- ① 候補地の比較検討
- ② 現状及び法的条件等の把握及び課題の整理・分析
  - （地域特性・法規制・インフラ等の調査及び周辺施設の調査含む）
- ③ 関連計画との整理
- ④ 地域や利用者ニーズの把握のためアンケート調査実施
  - ※統計サンプル数と調査手法は精度の高い実施内容を市と協議すること
- ⑤ 先進事例、整備事例の調査・情報収集
- ⑥ 施設に期待される役割の整理
- ⑦ 将来像と整備方針の検討
  - ◇立地特性や近隣の地域資源を最大限に活用
  - ◇事業区域の設定や事業規模拡大した場合による比較検討
  - ◇基本構想図（ゾーニング）
  - ◇イメージスケッチ作成

### （3）基本計画

- ① 基本構想の内容を踏まえた基本条件の整理・分析
- ② 具体的な導入施設の機能及び規模等の比較、検討
- ③ 周辺施設へのアクセスを考慮した園内動線の検討
- ④ 計画の整理
  - ◇空間構成等の整備水準の設定
  - ◇基本計画平面図
  - ◇イメージパース作成

- ⑤ 概算工事費の算出
  - ⑥ 周辺道路等の検討
    - ◇駐車場配置案に対する周辺交通影響検証
    - ◇周辺交通量調査の実施（平日・休日 1日ずつ）
      - ※調査箇所数は現況を踏まえ提案すること
- (4) 合意形成支援
- ① 補助金等に係る必要書類・資料の作成支援
  - ② 庁内会議の運営支援（構想段階2回程度・計画段階1回程度）
  - ③ パブリックコメントの実施支援
  - ④ スポーツ団体合意形成に関する支援（スポーツ協会等2回程度）

#### 4 成果品

成果品の提出については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

##### (1) 基本構想

- ① 本編及び概要版 A4判（カラー含む） 20部
- ② 基本構想図・イメージスケッチ 20部
- ③ 上記に係る電子媒体を記録した CD-ROM 等の電子媒体一式

##### (2) 基本計画

- ① 本編及び概要版 A4判（カラー含む） 20部
- ② 基本計画平面図、イメージパース 20部
- ③ 上記に係る電子媒体を記録した CD-ROM 等の電子媒体一式

※電子データの形式、媒体については別途協議する

納品場所は加西市地域部文化スポーツ課とする。

#### 5 事業スケジュール（案）

- 令和6年7月 市民アンケート実施
- 令和6年10月 候補地決定
- 令和6年12月 総合運動公園基本構想策定
- 令和7年2月 総合運動公園基本計画策定（案）
- 令和7年2月 パブリックコメント実施
- 令和7年3月 総合運動公園基本計画策定

#### 6 その他

- (1) 受注者は発注者と常に緊密な連絡体制を取り、調整を図る。

- (2) 受注者は、本作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。又、発注者が提供した資料等を許可なく第三者に提供、又は目的外に使用しない。成果品全ては発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで第三者に閲覧や複写、又は譲渡してはならない。
- (3) 受注者は、業務遂行にあたり知的財産権に十分留意する。
- (4) 受注者は、個人情報の取り扱いにあたり本仕様書に記載してあるものの他、契約約款の特記事項（個人情報の保護）を遵守すること。
- (5) 本業務の執行に必要となる調査、調整、企画、提案等にかかる一切の費用は契約内に含むものとする。
- (6) 受注者は、業務における総合的企画、業務遂行管理等の主な業務を再委託してはならない。印刷・製本等の簡易な業務以外の業務の一部を第三者に再委託する場合には、発注者に承諾を得ること。
- (7) 委託業務に際し、事前に関係者への周知を図るとともに、身分証明書を絶えず携帯し、民有地へ立ち入る場合には、相手方にその身分を明らかにし、了解を得てから作業を実施すること。
- (8) 本作業を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、実施すること。なお、協議については書面(打合せ記録簿)で行うこと。
- (9) 本委託仕様書に定めのない疑義事項については、発注者と協議しその指示に従うとともに、打合せ議事録に協議した内容を記録すること。  
成果品納入後に不備が判明した場合、速やかに訂正を行うこと。